# バージョンアップ情報〔償却上手くんa〕





- 償却上手<んa VERSION:5.003
- 償却上手くんaクラウド・償却上手くんaクラウド SE VERSION:5.003

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7・8.1 搭載機へのインスト ールは不可となっています。

- ♦ 浜松市の行政区の再編に対応
- 令和6年1月1日より浜松市の行政区が7区から3区に変わります。 また、自治体コードも同様に変わります。
- ◆ 日本郵便(株)「郵便番号変更案内(令和5年11月更新分)」に対応しました。
- ◆ 業務選択
- 共有オプション利用のお客様において、業務選択ログイン時に下記のメッセージを表示する対応を行いました。



◆ その他の改良、修正を行いました。

※詳細は、次ページからの"減価償却db(VERSION: 5.003)の変更点"を参照してください。

ご注意 ●他のICSシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のICSシステム側も当改正対応プロ グラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。



## 減価償却db(VERSION:5.003)の変更点

改良(浜松市の行政区再編対応)

### **I. 概要**

### 1) 行政区変更点

①令和6年1月1日より浜松市の行政区が7区から3区に変わります。 また、市区町村コードも同様に変わります。

変更内容は下記の通りとなっています。

令和5年12月31日まで		令和6年1月1日から	
行政区名	市区町村コード	行政区名	市区町村コード
中区	22131	中央区 22	22138
東区	22132		
西区	22133		
南区	22134		
北区(三方原地区)	22135		
北区(三方原地区以外)	22135	近夕区	22139
浜北区	22136	供有	
天竜区	22137	天竜区	22140

※浜松市(22130)に変更はありません。

②令和6年1月1日以後は新しい市区町村コード毎に集計した申告が必要となります。

## Ⅱ.システム対応内容

#### 1) 全般

①償却資産申告の申告年度が令和6年以後のマスターの場合、下記の業務を行うタイミングで、旧行政 区の市区町村コードが事業所情報、資産データ内で使用されていないかをチェックする機能を追加し ました。

- ・資産データ入力
- ・新規会社登録・修正・削除
- ・各種登録

チェックを行った結果、旧行政区の市区町村コードが使用されていれば、下記のメッセージを表示し ますので新しい市区町村コードに訂正をお願いします。

資産データ通常入力	$\times$	
▲ 住所マスターの更新により、市区町村コードの確認が必要です。 事業所情報または資産データに関連付けられた市区町村コードを確認してください。		
OK		

②償却資産申告の申告年度が令和6年以降のマスターについては、下記の対応を行いました。
 表示 :新行政区の市区町村コードに対する市区町村名を正しく表示・印刷します。
 手入力:市区町村コード入力箇所で、新行政区の市区町村コードを受け付けます。
 検索 :市区町村コード入力箇所で、新行政区の市区町村コードの検索が行えます。



《検索画面》	
JIS 地区コード選択	
JIS 地区コード	キャンセル [ESC] OK [F12]
市区町村名	
検索指定 郵便番号 都道府県 市区都(町村)カナ 	検索開始 [F8]
22130 静岡県浜松市 22138 静岡県浜松市大竜区 22140 静岡県浜松市天竜区 22139 静岡県浜松市浜名区	

③償却資産申告の申告年度が令和5年以前のマスターについて、新行政区・旧行政区の市区町村コード の取り扱いができるように下記の対応を行いました。

表示 :新行政区・旧行政区の市区町村コードに対する市区町村名を正しく表示・印刷します。
 手入力:市区町村コード入力箇所で、新行政区・旧行政区の市区町村コードを受け付けます。
 検索 :市区町村コード入力箇所で、新行政区・旧行政区の市区町村コードの検索が行えます。
 ※旧行政区の検索を行う場合は、都道府県、市区郡(町村)力ナから検索を行ってください。
 郵便番号から検索を行った場合、該当する新行政区のみを検索結果に表示します。

《検索画面》

JIS 地区コード選択	
JIS 地区コード キャンセル [ESC] OK [F12]	
市区町村名	
検索指定 郵便番号 都道府県 市区都(町村)カナ 検索開始 [F8]	
地区コード  住 所	
22130 静岡県浜松市 22138 静岡県浜松市中央区 22140 静岡県浜松市天竜区	
22139      静岡県浜松市江浜名区        22135      静岡県浜松市北区(2023年12月31日まで)        22137      静岡県浜松市中区(2023年12月31日まで)        22131      静岡県浜松市中区(2023年12月31日まで)        22133      静岡県浜松市市区(2023年12月31日まで)        22136      静岡県浜松市東区(2023年12月31日まで)        22136      静岡県浜松市東区(2023年12月31日まで)        22134      静岡県浜松市南区(2023年12月31日まで)        22134      静岡県浜松市南区(2023年12月31日まで)	旧行政区については行政区名称の後ろに 「(2023 年 12 月 31 日まで)」の文言を 表示します。

《参考》

● 令和 6 年 1 月 1 日以後に行う令和 5 年分以前の償却資産申告書の再送信等について

・令和5年分以前の申告に関しては旧行政区ごとの申告が必要になります。

その為、上記③の対応で旧行政区の市区町村コードも選択可能な状態としています。



# 改良(その他)

### I. 導入・更新

- 1) 翌期更新
- 2)前年度からの更新
  - ①更新時に償却が完了した一括償却資産の抹消を行う場合、売却や廃棄等を行った減少資産のみを対象 に抹消が行えるように、更新情報の減少資産設定内に「償却が完了した一括償却資産を対象とする」 の機能を追加しました。
  - ・チェック ON の場合、償却が完了した一括償却資産のうち、売却や廃棄等を行った減少資産のみを対象に抹消します。
  - ・デフォルトのチェックは OFF で、減少資産設定内の設定が「自動判定」「抹消する」のいずれかの 場合のみ設定が可能となります。

また、減価償却設定内の「償却が完了した一括償却資産を抹消する」のチェックが ON の場合は、当 項目は操作不可としています。

●自動判定(現在、減価償却側が「前期減少」で、償却資産税側も「前年前減少」になっている資産を抹消します)
 ○抹消する(抹消すると復活はできません。償却資産税を行っている場合はご注意ください)
 ○抹消しない
 □償却が完了した一括償却資産を対象とする

《参考》

- ・減価償却設定内の「償却が完了した一括償却資産を抹消する」のチェックが ON の場合
  →償却が完了した一括償却資産のうち、売却や除却等を行った減少資産などに関係なく、
  全ての資産を対象として抹消します。
- ・減少資産設定内の「償却が完了した一括償却資産を対象とする」のチェックが ON の場合
  →償却が完了した一括償却資産のうち、売却や除却等を行った減少資産のみを対象として 抹消します。

## 修正

## I. 登録・入力

1) 全般

①下記業務において処理終了時に、仕訳入力等の財務処理 db の業務を同時に開いていた場合、財務処 理 db 側で開いている業務の回数分終了するような動作を行っていた為、正常に処理終了するように 修正しました。

《対象業務》

- ・資産データ入力
- ・データチェックリスト
- ・減価償却計算書
- ・固定資産台帳
- ·一括償却資産明細書
- ・減価償却過不足計算書
- ※資産データ入力以外の業務については、資産データ入力と同時に開いていた場合に現象が発生していました。

### 2) 資産データ入力

①取得価額が30万円以上で、圧縮記帳によって差引取得価額が30万円以下になっている資産におい て、少額特例を設定した場合、償却資産税の課税区分が「対象外」となっていたのを、自動で「対象

外」に変更しないように修正しました。



②期中取得かつ圧縮記帳(引当金方式・積立金方式)を適用している資産において、圧縮記帳額の金額により、普通償却額の計算が正しく行われない場合があったのを修正しました。 ※マスターバージョンアップにより自動で過不足額の再計算を行います

《例》

令和6年3月31日決算マスターで、取得価額:1,000,000円、耐用年数:5年、償却方法:定額 法、圧縮記帳あり(積立金方式)の資産を、期首(令和5年4月1日)に取得した場合

・圧縮記帳額に 999,997 円を入力

→普通償却限度額:0円、普通償却額:200,000円(正しい金額)

・圧縮記帳額に 999,998 円を入力

→普通償却限度額:0円、普通償却額:0円(誤った金額)

③期中取得かつ圧縮記帳(引当金方式・積立金方式)を適用している資産において、圧縮記帳ボタンを 押下し、圧縮記帳ダイアログから圧縮記帳額を入力した際に、普通償却額の計算が正しく行われない 場合があったのを修正しました。

※マスターバージョンアップにより自動で過不足額の再計算を行います

《例》

令和6年3月31日決算マスターで、取得価額:1,000,000円、耐用年数:5年、償却方法:定額 法、圧縮記帳あり(積立金方式)の資産を、期首(令和5年4月1日)に取得した場合

- ・圧縮記帳額に 999,990 円を入力
  - →普通償却限度額:2円、普通償却額:200,000円(正しい金額)
- ・圧縮記帳額に 999,995 円を入力
  - →普通償却限度額:1円、普通償却額:4円(誤った金額)
- ④一覧入力の横型表示を使用している際に、コンボボックス項目(償却方法や減少区分など)で Delete キーを押したときに、内容が削除されないように修正しました。
- ⑤旧定額法で計算基礎額を入力している資産において、期首簿価を変更した際に計算基礎額がクリアさ れていたのを修正しました。

以上